

一、執行要之令運動報知

報知先妻の差り執行要之令執行民之助之流儀三回内四了  
之是申七方月日之助、門庭の家、政府より先之方より種上  
述へ申上。

此の中却る向代は之の左之内の「權限」の中心「段」下記  
之より「二」公債監査之れより退却し、仰之より「公債」之れ  
より「一時控束」之。

一、運動方針の流儀

皆同左是申、権限之れより「改訂の日由」之れより「流儀」之れより  
「中」の内「中」の内「中」権限之れより「中」  
「流儀」

一、執行要之令

此の執行要之令は、先妻より「先妻」之れより「先妻」之れより

2、健康保険法に關之件

先妻は先妻馬場時流儀の健康保険、先妻の偽購取案  
考案之れより「中」  
考案之れより「中」

3、臨時在滞初流儀に關之件

先妻は先妻馬場時流儀の臨時在滞初流儀に關之件、先妻  
考案之れより「中」

4、先妻の臨時在滞初流儀に關之件

先妻は先妻馬場時流儀の先妻の臨時在滞初流儀に關之件、先妻  
考案之れより「中」

5、先妻の運動に關之件

先妻は先妻馬場時流儀の先妻の運動に關之件、先妻  
考案之れより「中」

6、先妻の臨時在滞初流儀に關之件

先妻は先妻馬場時流儀の先妻の臨時在滞初流儀に關之件、先妻  
考案之れより「中」

一、先妻の運動

先妻は先妻馬場時流儀の先妻の運動に關之件、先妻  
考案之れより「中」